

兵庫県公報

平成21年9月11日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告 示

兵庫県告示第990号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年9月4日に、神戸市兵庫区駅南通3-4-33全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部執行委員長橋口逸雄から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部が主張する次の事項について
賃金カット、一時金不支給、組合員解雇事件の早期解決

2 日時

平成21年9月15日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

神戸貨物株式会社（神戸市東灘区深江浜町135番地）の輸送路線のうち、神戸市立北学校給食共同調理場（同市北区有野町有野字向山2823-4）から同調理場が担当する小学校への輸送路線及び神戸市教育委員会健康教育課（同市中央区加納町6-5-1）から同市内小学校への輸送路線

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、同盟罷業、怠業を単独又は併用して行う。